滋賀県庁舎等のあり方検討懇話会設置要綱

（設置）

第１条　県民とともに次の 100 年を見据えた滋賀県庁舎等（以下「県庁舎等」という。）のあり方について検討するにあたり、学識経験者や県民等の幅広い意見を聴取することを目的として、県庁舎等のあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事項を所掌する。

（１）県庁舎等に関する意見および助言

（２）県庁舎等のあり方検討に係る基礎調査業務に関する意見および助言

（３）その他必要と認められる事項に関する意見および助言

（組織）

第３条　懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

２　懇話会に座長を置き、座長は、委員の互選により決定する。

３　座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。

４　座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、令和９年３月 31 日までとする。ただし、委員の交代または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　懇話会の会議は、総務部長が招集する。

２　会議は、公開とする。ただし、総務部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

３　総務部長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（運営）

第６条　懇話会の運営に必要な事務は、総務部財政課財産活用推進室において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付　則　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

付　則　この要綱は、令和７年７月 10 日から施行する。

付　則　この要綱は、令和７年 10 月１日から施行する。

付　則　この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。

別　表

滋賀県庁舎等のあり方検討懇話会委員

氏　名	役　職　等
相澤（あいざわ）　三千代（みちよ）	日本労働組合総連合会滋賀県連合会　事務局長
荒木（あらき）　裕子（ゆうこ）	京都府立大学生命環境科学研究科　准教授
石井（いしい）　太（ふとし）	湖北工業株式会社 代表取締役社長
一圓（いちえん）　泰成（たいせい）	株式会社文教スタヂオ　代表取締役
笠原（かさはら）　一人（かずと）	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系　准教授
京樂（きょうらく）　真帆子（まほこ）	滋賀県立大学人間文化学部　教授
古藤（ことう）　裕樹（ひろき）	株式会社滋賀銀行営業統轄部　理事　地域振興室長
髙橋（たかはし）　健太郎（けんたろう）	一般社団法人滋賀県医師会　会長
谷口（たにぐち）　郁美（いくみ）	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会　副会長
中嶋（なかじま）　節子（せつこ）	京都大学大学院人間・環境学研究科　教授
三﨑（みさき）　広大（こうた）	公募委員
宮本（みやもと）　麻里（まり）	合同会社 LOCO　代表
山口（やまぐち）　秀富美（ひでふみ）	びわ湖放送株式会社企画局　局長
吉富（よしとみ）　信太（しんた）	立命館大学理工学部　教授

（敬称略、50 音順）